

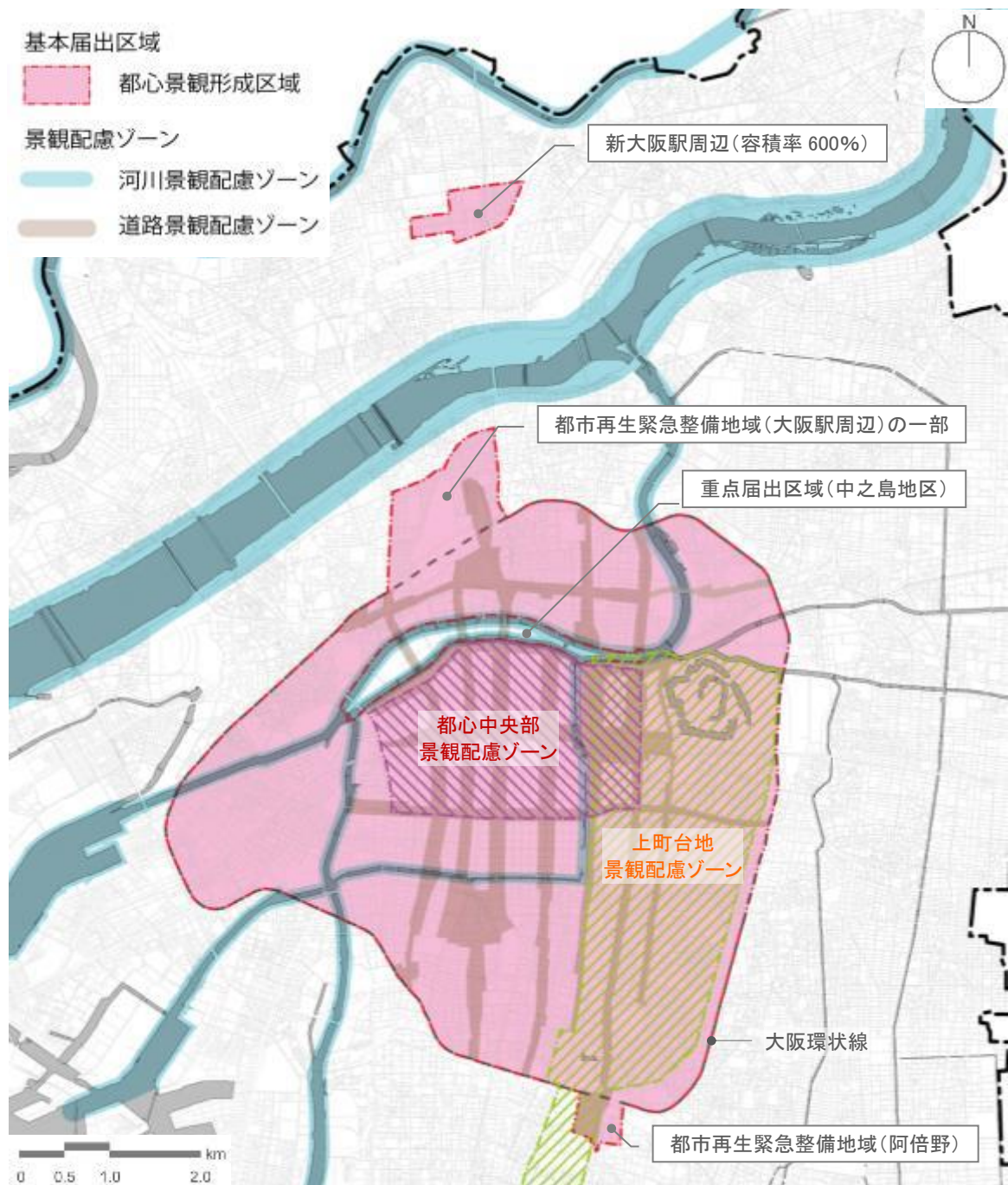
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び景観形成基準（法第8条第2項第2号）

(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 都心景観形成区域

①都心景観形成区域の対象範囲

都心景観形成区域は、概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く）とし、大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域の一部・阿倍野地域）や新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%の区域を含めた範囲を対象範囲とします。



②都心景観形成区域の景観形成方針

○都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成

- ・敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
- ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。

- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

大川沿川地域の方針

○「水辺の魅力」を高める

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。

○「川沿いのまちなみ」の形成

- ・川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。

堂島川沿川（北側）・土佐堀川沿川（南側）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮

したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。

- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

③都心景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築

配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・接道部に空地を設け、緑化に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。

バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講じる。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 【都心中央部景観配慮ゾーン】 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。

	・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。

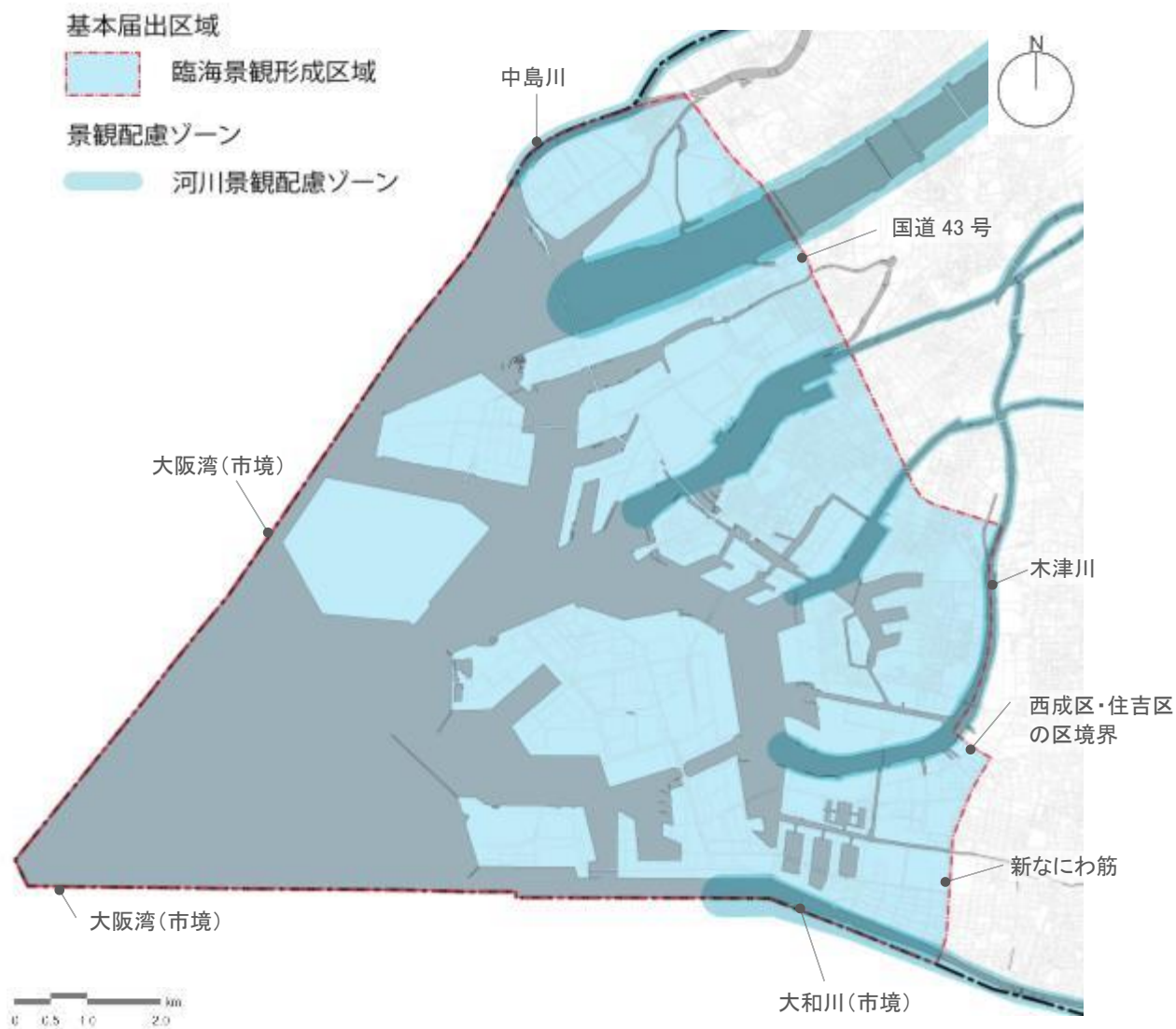
(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

2) 臨海景観形成区域

①臨海景観形成区域の対象範囲

臨海景観形成区域は、概ね大阪港に臨む範囲とし、河川や幹線道路に囲まれた範囲を対象範囲とします。



②臨海景観形成区域の景観形成方針

○開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成

- ・海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。
- ・水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。
- ・海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。

○大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成

- ・大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を形成する。
- ・大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

③臨海景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築	
配置	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。
外壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 - 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 - 安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 - アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	- 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講じる。 - テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	- 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。

植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。